

市区町村の支援業務のあり方  
に関する検討ワーキンググループ  
第2回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、安部構成員から御欠席の御連絡をいただいております。

それでは、これより先の議事は松本座長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○松本座長 こんにちは。お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

早速ではございますけれども、議事に入らせていただきます。まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を付しておりますが、資料1～5、参考資料1～5と、構成員限りの机上配付資料が2種類となっておりますので、御確認いただければと思います。

プラス2つ資料がございます、1つが特定健康診査の検討会というものと、常勤保健師の直接サービスの活動時間が減少ということで週刊保健ニュースです。そちらの2種類が追加資料となっております。御確認いただければと思います。

なお、資料の欠落等ございましたら事務局までお申しつけください。

以上でございます。

○松本座長 資料の欠落等、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。本日予定されています議事は2つ。1つは今後の進め方等についてということで、前回もいろいろな議論が出ましたけれども、もう一度確認をして、このワーキンググループで何をどう進めていくのか、それはどのぐらいのスケジュール感で行うのかということ全体を確認したい。そのときにまた議論すべき論点は何かということも確認をして、共有をしていきたいということが1点であります。

もう一点は、市区町村による支援拠点の機能についてということであります。これは後で御説明があるかと思いますが、特に来年4月の改正法の施行に向けて、ガイドライン、仮称ですが、どのような形で厚生労働省が示していくのかということについて集中的な議論をしたい。そのために具体案を持ち寄ってイメージを固めていきたいということでございます。

各構成員から資料の御提出もありますので、できればそちらに長目に時間を割ければと考えております。

それでは、まず事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、事務局から簡潔に御説明させていただきます。

資料1～3を使いますけれども、まず資料1をご覧いただきたいと思います。これは第1回、前回のワーキンググループにおける構成員の皆様方の主な発言の内容を、こちらで

まとめさせていただいたものですが、左の区分のところ、その他を含めて1～6として整理させていただきまして、2～5が基本的な本ワーキンググループでの検討事項をそのまま整理させていただいたものでございます。

1でワーキンググループ全般に関するということ、今後の進め方についてなどにつきましても御意見をいただいております。例えば来年3月までにガイドラインを作るとなると、かなり具体的な作業になるのではないかと。全員で会議をやっているものではないので、どういう形で進めていったら良いのかというような御意見ですとか、なるべく早く運営指針のたたき台を出していただいて、それに基づいて具体的に議論を進めていったほうが良いのではないかと。また、さらに年内に複数回この運営指針のたたき台について議論をできたら良いのではないかと。ということがございました。

前回、座長から今後の進め方について事務局の方でまとめて出していただけないかということがございました。それに基づきまして御用意させていただいたものが資料2、今後の進め方のイメージ（案）というものでございます。これは前回、事務局から口頭でも御発言させていただきましたけれども、改めて整理をさせていただいたものでございます。上の四角括弧のところですが、まず平成28年度、今年度におきましては先ほど座長からもお話がありましたとおり、当面の検討課題であります支援拠点の役割や機能ですとか、市区町村における在宅支援強化のための支援方策の関係について先行して議論を進めて、ガイドラインなり運営指針の取りまとめをまず年度内に行うということ。あと、中長期的な検討課題であります要対協のあり方ですとか、市町村の相談体制全般につきましましては、それが終わった後、来年度以降、今後、順次検討を進めていくというような大きな流れがございました。

具体的に言いますと、平成28年度、今回第2回のところでまさに4つの検討課題ごとの論点、議論の整理と支援拠点の機能、役割のイメージについて御議論、意見交換をさせていただいて、次回、第3回ではその支援拠点の運営指針のたたき台のようなもの、骨子案のようなものを事務局から御提出いただければと思っております。それにつきましては後半の意見交換の中で御議論いただきたいと思っております。

第4回、11月下旬ごろを予定しておりますけれども、さらに運営指針の素案について議論をしていただき、内容を深めていただくということで、年内に運営指針の素案のようなものの取りまとめ、あわせて年度内に取りまとめる予定のガイドラインについての議論も、この第4回のところから始めさせていただければと思っております。

年明けに第5回、第6回ということで、年度末に向けて支援方策ガイドラインというものを取りまとめていくというような大まかなスケジュールを提示させていただいてございます。

資料3でございまして、これも前回、座長から御指示のあったものですが、第1回のワーキンググループにおきまして、いわゆる議論の整理ということで、先ほどの

資料1の内容の中から論点、議論のたたき台と考えられるものをある程度抜き出した形で、検討事項ごとに整理をさせていただいたものが資料3となります。

まず検討事項1ですけれども、これは本日からも御議論をいただきますが、主な議論としましては利用支援の観点からは例えば利用者に対して相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供していくことが必要ではないかですとか、助けを必要としている親が今後続けていきたいと思うバリエーションですとか、選択の余地を残していく。さらに親に寄り添う支援者が連携を図って、全体を眺めていくことを意識しながらかわり続けることが重要ではないかという御指摘をいただいております。さらに必要な資質・能力のところでは、的確なアセスメントとか見立てから介入プランの策定などを適宜行うコミュニティ・ソーシャルワークの観点を基本的に行っていくことが今後必要ではないかですとか、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要ではないか。さらにはソーシャルワーク機能というものをどのように今後市町村において強化していくのかというのを御議論いただいております。さらには役割の整理ですとか、民間支援の観点などをいただいております。

2ページ以降は、その他の検討事項について同様に整理をさせていただいているものですので、御確認をいただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

確認ですが、資料2の2ページ目にありますワーキンググループ概要というところで検討事項に4点示されております。この4点がこのワーキンググループに付託された検討事項だということになります。

この1点目から急いで検討していく。3点目、4点目については次年度以降ということも含めて、継続的に検討していくという進め方だということでもあります。いずれにしても4月の施行をにらんで1点目が早いということですが、それぞれ大事な観点で運動しておりますので、最終的には総合的にまとめていくことが必要かと思っております。

その点を踏まえて、まず資料3ではこの1点目のところから論点を整理していただいているということです。もちろん3点目、4点目ということもあります。

まず今後の進め方のイメージですけれども、スケジュール感は前回の1回目で大体整理したようなところでありますが、この点について御意見、御質問等ありませんでしょうか。まず資料2の今後の進め方のイメージということですが、奥山先生、どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 イメージのところに出てくるのですが、私がここはまずいいのではないかと思うのは、支援拠点を要保護児童等支援拠点と名づけてしまったのは何でなんだろうという点です。私は「要保護児童対策地域協議会」と最近やっと間違えずに言えるようになったのです。どこか順番が違うのではないかといつも不安になりながら言っている状態なんですけれども、あれはまだ法律に書くために漢字が並んでいても致し方がないかなと思うのですが、今度は法律ではないわけですね。法律には支援拠点という形でしか書か

れていないわけですから、もっと市民に優しい名前を最初から考えてほしいと思います。最初からこれを仮称と言ってここに出してきてしまうのは、いかがなものかと思いました。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

住民から見てわかりやすいということもありますので、今のは大事な御指摘かと思えます。具体的なアイデアを出していただきました。

加賀美構成員、どうぞ。

○加賀美構成員 今のに追加して、ハイリスクからポピュレーションへという流れをこれからつくろうという新たな社会的養育という観点からの市区町村の役割を考えると、今のお話のように、要保護という言葉に限定していくというのはちょっと筋が違ってきてしまうということが基本的な意見でございます。だから全ての子ども、家庭を視野に入れたところが根っこにあるということ、まず申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

進め方について、ほかにいかがでしょうか。基本的にこのワーキングは前回の専門委員会からの議論の流れで言いますと、虐待通告があって在宅支援なるものが圧倒的に多い。その支援をどのように具体的に制度的な枠組みを作りながら進めていくのか、そこを強化することが大変重要な点でありました。ですので地域を基盤にしたソーシャルワークをどのように展開できるか、その基盤をどうつくるかということが重要な点だと考えておりますので、その点についてはこのところでも常に確認をしていきたいと思えます。そのために何がどうできるかという議論なのだということだと思えます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○後藤構成員 厚労省から児童相談所と市町村の共通アセスメントツールを年内に策定するというので、児童相談所長会議等では出されている資料を拝見しているのですけれども、このスケジュールとのリンクはどのような形になっているのかもお教えいただきたいと思えます。

○松本座長 いかがですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 児童相談所と市町村の共通アセスメントツールを今、作業を今後こちらの事務局で進めていくこととなります。年内に自治体様にお示しできればと考えておまして、当然この市町村の支援業務の中身にも関わることとなりますので、例えば第4回ですとか、そういったところにおいてある程度のものでできたら、こちらにも御提示をさせていただいて、御意見などもぜひいただきたいと考えております。

以上です。

○奥山眞紀子構成員 それに連動して教えていただきたいことのもう一つは、要支援児童というのが、どの程度を要支援児童と言うのかというのが難しいと思うのです。うちの病院なんかでも、病気だったら全員要支援という感じになってしまうので、どの程度で市町

村に情報提供というあたりが気になります。それぞれの市町村で違いがあるので、それぞれで作り上げられてはいくのしょうけれども、一番最初に大まかな指標みたいなものがあるとありがたいかなと思うのです。その点について少し御用意いただけているようなので、その辺を教えていただければと思います。

○松本座長 関連して、どうぞ。

○後藤構成員 それは私も問題意識があるのですけれども、要支援と先ほどの要保護との境のところと、もう一つは一般というか、そこの要支援との境のところと。その両方をどう示すのかによっては、非常に市町村の業務量というか対象ケースが非常に変わってくると思いますので、そこもあわせてお願いしたいと思います。

○松本座長 どうしても念頭に置くのかということかと思いますが、大変大事な論点かと思いますが、事務局の方で何かありますか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今回の法改正の中でも、支援を要する妊婦等に対する情報提供ということで法律の中に盛り込まれまして、今こちらの方でも特定妊婦ですとか要支援児童の状況というか、指標例などについてこちらの方で新たに作成するという作業を進めておりまして、できれば10月施行になっていますので、今月内に通知などを発出できるような形で準備を進めているところです。今、自治体の方でもかなり特定妊婦の方は定義をされていて、共通認識が持たれていると思いますけれども、なかなか今、御議論いただいたように要支援児童のところの認識というものがまだばらつきがあるようですので、国としての指標例というようなものを今、作成中というところでございます。

○松本座長 よろしいですか。作成中ということですが、例えばもう少し具体的にどのような形でということは今、ここで出せるようなものは、あるいは資料としてはいつごろそれが出てくるかということについても。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 月内にも通知を発出する予定で進めておりますので、それに関してできましたら、このワーキングでもぜひ情報提供したいと思っております。

○松本座長 よろしいですか。

進め方のスケジュールについて、ほかにいかがでしょうか。

○奥山眞紀子構成員 どこまでが要支援児童なのかというのは、すごく複雑なところだと思うのです。厚労省で作りました、通知してしまいますでは無理ではないかと思うので、発出してから現場からのフィードバックを受ける手順とか、それをさらにブラッシュアップしていくとか、市町村によっても違うから、そこをどう入れていくのかとか、その辺のところを教えていただければと思います。

○松本座長 関連して、どうぞ。

○井上座長代理 竹中さんとも少し話していこうと思っているのですけれども、大きく要支援の段階で3段階ぐらいに分けて、まず絶対的にこれは必要だとひっかける項目でひっかかる人を第1段階とする。その中に例えば親戚の支援があるとか、予防接種をちゃんと受けているとか、そのような幾つかの部分が重なってきて、その段階から少し外れるか

もしれない。だけれども、少なくとも6カ月ぐらいはフォローしましょうという段階を決めて、それで順当に上手くいっているということであれば、また1個上げていくというような、要保護という項目を3つぐらいにそれぞれ分けて随時やっていくというような感じにしたほうが使いやすいのではないかと私たちは思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○松本座長 中身の議論の話に入ってくると思うのですけれども、今、出ている論点は、ここで議論するような支援拠点はどういうところを念頭に置いて、今後の支援のあり方を考えれば良いのかという一番根幹のところに関わるとお思いますので、そこは今、奥山先生の方でフィードバックをとというふうにおっしゃいましたけれども、そこも含めてこのワーキングでかなり議論をする。特に具体的な支援のイメージを共有していくときに、そこ抜きには議論はできないと思います。そこは重要な論点の1つと意識をして組み込んでいくというふうにさせていただきませんか。

どうぞ。

○渡辺構成員 ここは児童福祉がメインの検討会なので、あえて言わせていただくのですけれども、私たち母子保健をやっている保健師の立場からさせていただきますと、議論の過程の中で厚生労働省の母子保健担当部署というものも全面に出て議論していただかないと、在宅支援というのは立ち行かなくなると感じておりますので、そこは議論の中で必ず組み入れていただけるとありがたいと思います。

○松本座長 大変重要な御指摘だと思います。

ほかいかがでしょうか。

○加賀美構成員 今回の関連で、支援拠点の仕事のかなりの議論の中で90%の子どもの問題があったと思うのです。その90%、つまり虐待通告があって保護できない子どもたちの数をおおむね90%あるいは95%という言い方をしたと思うのですが、その子どもたちを保護の対象と考えるのか、支援の対象と考えるのかということが、かなりグレーゾーンの子どものも含めていろいろあると思うのです。児童相談所から言うと虐待通告と認定したという段階で考えれば、これは本来、保護の対象としてアセスメントをきちんとして家庭支援をすとか、いろいろな構造に移るわけですから、その90%を保護の対象として要保護と考えるのか、あるいはその中をさらに純粹に区分してというような住み分けで考えていくのが今の井上先生のお話の中にあっただのではないかと思います。

だからまずは数字的にわかっているのは虐待通告相談処理件数10万3,000何がしという数字。これはさらに拡大するであろう、この保護を必要とする、あるいは準要保護、支援の対象というようにいろいろな見方ができるグレーゾーンの子どものも含めているという意味で、そこあたりの住み分けをどうするのか。結局アセスメントの問題と絡んでくる問題だと思うので、そこあたりを一旦議論していただいて、国としてどうするのか、その中身の検証をどうするかというところで良いのかななんて一旦は、あまり指標がないので。

○松本座長 わかりました。実は今、大変大事な論点が出ていると思いますけれども、既

に資料3の論点の整理の方に実質的には入っていると思うのです。それで資料2のスケジュールについてはおおむねこういう形で進めていくということ。前回ここで確認したのは、なるべく早くたたき台になるものをつくっていただいて、それをもとに議論したほうが生産的だろうということがありましたので、それは次回に案の案という形でお出しいただく。それをもとに議論していくということでもよろしいかということです。そのために本日は事務局の方でたたき台の案の案をつくっていただくために、どのようなことをその中に入れていくべきか、あるいはどういう方向でつくるべきかという観点から、後半の方も御意見をいただければと思います。

スケジュールがおおむねこれでよろしいということであれば、追加の議論が出てくる可能性はありますけれども、論点の整理というところに移りたいと思います。実質的にはこの中に入っております。

今、出てきたのは論点の全体に、特に検討事項1にかかわって、全体に関わることだと思いますけれども、どのような層を支援対象として考えるのかということについて、もう少し踏み込んだ議論が必要ではないかということかと思えます。そういう観点からのご意見が多数出ているということですので、それは論点の中に入れていくというふうにしたいと思えます。

ほかにこの資料3で議論すべき論点という観点から御質問あるいは補足の御意見、追加の御意見はございましょうか。お願いします。

○後藤構成員 拠点について機能ということになっているのですが、ハード面というか、特に市民の方が相談に訪れやすいための工夫です。見えない形で入れるとか、相談室をきちんと整備する必要があるかと思えますので、そういうところも入れ込む必要があるかと思えます。

○松本座長 わかりました。機能だけではなくて、ハード面の具体的にどのような場所であるべきかということも含めた議論が必要だということですね。

ほかにいかがでしょうか。

私の方からですが、1つは役割整理というところで子育て世代包括支援センターとの関係性の整理とありますが、これと児童養護施設と、そこに付置されているような児家センの既存の社会的養護の支援との関係とといいますか、かなり大きな論点の1つになるかと思えますので、ここに限定せずに議論をしたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○奥山眞紀子構成員 それに加えてといいますか、似たような視点で言えば、ソーシャルワークとして市町村が機能していくわけですが、その社会資源として児家センも社会資源の1つなのかもしれないし、民間団体とか、そういうところとの連携のあり方といったものが必要なのではないかと思えます。

○奥山千鶴子構成員 今、奥山先生からもお話があったとおり、ポピュレーションアプローチで多くの人たちの利用拠点となるようなところでも、いろいろ課題が見えてくる部分

もあって、その中で一時預かり事業ですとか、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点でも、そういった困難な家庭というのは把握されているわけで、そこにかかわっている人たちの育成機能といったところも、是非機能の中に入れていただきたいと考えております。

○松本座長 育成機能といいますのは、もう少し具体的に言うと。

○奥山千鶴子構成員 例えば利用者支援事業においても、地域連携ということで地域の資源開発のような機能も担っていこうということが入ってきておりますし、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業にもコーディネーターという方がいらっしゃいます。そして利用者支援にもコーディネーターの役割が入っているのですけれども、こういった人たちにもう少し専門性というか、一緒にスーパービジョンを受けていただくような連携のあり方、研修のあり方のようなものも検討いただければと思っております。

○松本座長 とても大事な点かと思っておりますので、議論の中には入れていきたいと思っております。あとはいかがでしょうか。お願いします。

○渡辺構成員 今、担当者の育成のお話が出たのでそれに付随してなのですが、特に市町村はジョブローテーションで非常に不安を感じております。どんなにそこで経験を積んでも、次の異動のときに全く違った部署に行かざるを得なくなる。そういったジョブローテーションがどうあるべきかということもガイドとして示していただきたいということが1点です。これは児童福祉部門の担当職員もそうでございますが、我々保健師という専門職に関しても、そのあたりは非常に大きな課題になっていると思っております。

以上です。

○松本座長 わかりました。特に今のは1点目もそうですが、2点目の論点と深く関わることかと思っております。専門性ということと、市町村の広い意味の人事なりジョブローテーションという言葉でありましたけれども、専門職をどのようにきちんと育てていくかという観点からの人事というものをどう考えるかということ、大変大事な論点かと思っております。

ほかいかがでしょうか。お願いします。

○奥山眞紀子構成員 たびたびすみません。お願いの1つなのですが、多分、この中で行政の中で働いている方々はすぐ全部分かるのかもしれないのですが、私なんかは今、市町村においている事業一覧というものがどうも頭の中に全部入らない。一度そこら辺をまとめていただけるとありがたいかなと思っております。

○松本座長 そうですね。それはいかがですか。事務局の方で何か整理をして出していただけますか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今回の参考資料1の中に、これは前回は御提出させていただきましたけれども、例えば14ページ、ここでは市区町村における子育て支援施策ですとかの母子保健施策の事業一覧などが、これは国の国庫補助事業になりますけれども、一応網羅した形で大体掲載しているものがございます。これ以外にももちろん市区町村で独自に展開しているものもございますが、そういったものも含めて幅広く情報提供させて

いただければと思っております。15ページ、16ページがいわゆる13事業と呼ばれる地域子ども・子育て支援事業。先ほども出ましたけれども、利用者支援事業ですとか地域子育て支援拠点事業など、こういったものが今、展開されている状況です。

○松本座長 一覧表というよりは、14ページ以下のスライドということですね。総括表のようなものもつくっていただけませんか。それと対応しながら見るとわかりやすいということがあります。

どうぞ。

○吉澤構成員 渋谷区で今、母子保健と、その前は子ども家庭支援センターにいた者として、本日お配りした構成員提出資料の72ページに、私なりに特別区の現場から見たというところで支援拠点と子育て支援センターの整理みたいなことを簡単に今、お話があったどのようなことをしているのかということも、本当に簡単なのですけれども、聞き出しをしてまとめて本日用意してきました。参考になると良いかなと思ったので、ちょっと早かったのですけれども、見ていただければと思います。

○松本座長 後で御提出した資料に基づいて御説明をいただく時間をとりたいと思いますので、そこでまたほかの構成員も含めてお話をいただければと思っております。

○後藤構成員 拠点機能と言ったときに、前回、私はケースワーク機能を中心にとということをして1つの考えとしてお示ししたのですけれども、その関連で、あと関係機関とのコーディネート機能も出ていたと思うのですが、あわせてイメージとして描くときに市区町村、市役所内の関連窓口はいろいろありますね。保健で言うと母子保健、精神保健。児童は当然ありますし、児童の中でも障害児支援の窓口、それから、教育関係で教育委員会。そういったところとの関係で、この拠点が関係部署との中でどういう位置づけになるのかといったようなものをもう少し出すと、イメージがしやすいのかなという感じがしています。

もう一つは、現在も市町村の援助指針というものがあります。現状と今回の支援拠点がどのように違って、こういうものなんだというイメージの打ち出しが必要かなという気がしています。

以上です。

○松本座長 恐らく今のこととかかわって、これは私の方からですけれども、議論しなければいけないことの1つは、支援拠点に子どもなり家族がつながるときの制度的な枠組み、任意の利用型のものだけではなくて、特に議論の発端の虐待通告があって在宅支援という形になったときに、どこにどういう形でつながっていくのかというある種の一定の制度的な枠組みを議論しておかないと、1つ何かリソースがふえましたというだけになっては困ると思いますので、最初の目的が専門委員会のところでは在宅措置の創設というところから話が始まっているわけです。そこはちょっとそういう形では報告になりませんでしたけれども、基本的には一定の法的な制度的枠組みなり、一定の強制力があってそこにつながるということを担保しておかないとまずかろうと思います。それは支援拠点がカバーする全部かどうかは別にして、そういうことを含んでいるということなのだろうと理解してい

ます。支援拠点の機能のあり方。

○奥山眞紀子構成員 要するに司指導の委託というあたりのことですか。

○松本座長 そうですね。そことちゃんと連動しているんだという議論。

○奥山眞紀子構成員 児童相談所が枠組みをつくって、支援そのものは市町村が行くという構造ですね。だから司指導を見相がかけて、支援そのものは市町村に委託するという、その枠組みの話ですね。

○松本座長 そうです。そこを確認しておかないと何のための拠点化ということが。そこが了解であればよろしいのですけれども。

ほかいかがでしょうか。個別の検討課題についての論点について御質問あるいは追加の御意見。

○加賀美構成員 先ほど御説明いただいたので、市町村のメニュー事業が13項目あるのですが、このうちの外に委託しているというものも含めてですけれども、今回の拠点の事業としてどれだけ整理されて、ここに包含できるかということまで考えることも、この論点の中に入れておいたほうがよいと思います。整理の仕方は難しいかもしれません。

○松本座長 既存の事業、既にあるものをどのように統合する、あるいは機能として集約するかという観点ですね。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○鈴木構成員 日大の鈴木です。文京区子ども家庭支援センター所長をしていました。

議論の今の方向性がわからなくて発言を控えていたのですけれども、資料の捉え方なのですが、先ほど参考資料1で示していた目指すべき1つのモデル例として、東京都の子ども家庭支援センター事業の概要というものがパワポの5で出ていて、市町村における支援拠点のイメージ、今、4ページのパワポが出ていると思うのですけれども、これならこれをもとに話していく方がわかりやすいのですが、何のどこの話をしているのかが今の段階だとわからなくて、「論点を挙げてみましょう」みたいな形での議論なのですか。

○松本座長 今の段階はそうです。本日の後半は、この後、具体的にどういう形があり得るかということで御発言をいただくということです。

○鈴木構成員 もう少し自由に広く論点を挙げている時間ということでよろしいですか。

○松本座長 そうです。

○鈴木構成員 わかりました。

○松本座長 議論をしている過程で、また追加の論点がいろいろ出てくることもありますので、それはその都度追加をしていく、あるいは修正をしていくということでもよろしいですか。

奥山構成員、どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 確かに座長がおっしゃったように、児童相談所が枠組みをつくってという制度ができた、その制度に関してどのように具体的にやっていくのかというのが議論の整理の中に見当たらないのかなという感じはして、どこかに入れておいていただいた

ほうがよいかもしれません。

○松本座長 ほかいかがですか。できれば一旦ここで論点についての御発言は打ち切らせていただいて、議題2に進みたいと思いますが、よろしいですか。またその都度、議論している間でいろいろな論点が出てくるかと思しますので、それはその都度御発言いただいて、追加をしていくというふうにできればと思っております。

後でいろいろ御出席の構成員の方から参考資料、提出資料もいただいておりますので、それも含めて御発言の時間をとりたいと思います。その前に議題2ですけれども、本ワーキンググループにおいて御検討いただく課題の1つ目の市区町村における支援拠点を担う在宅サービス支援等の機能の検討ということであります。3月の専門委員会や前回のワーキングを踏まえて、一旦、事務局で整理をしていただいておりますので、それについて御説明をいただければと思います。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、事務局から資料4-1と資料4-2を使わせていただきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料4-1、支援拠点の運営に関する検討事項(案)ということで、現状において9つの項目を挙げて整理させていただいておりますけれども、それに沿った形で今後いろいろと肉づけをしていただければと思っております。

構成としましては、その項目ごとに今後検討していただく内容のポイントというものを幾つか記載させていただいて、その項目ごとに3月の専門委員会の提言の該当部分ですとか、前回のワーキンググループで御議論をいただいた内容などもあわせて記載をさせていただいております。

この3月の専門委員会の報告の内容に関しましては、資料4-2の4ページと5ページに支援拠点に関連する該当部分の抜粋をつけてございます。それぞれアンダーラインとか引いておりますが、そういったところを資料4-1にそれぞれの項目に合わせて落とし込んでいるというふうになっておりますので、ここらあたりの資料も御確認いただきながら、御検討、御議論をいただきたいと思っております。

資料4-2の3ページでございますけれども、先ほどお話がありました支援拠点のイメージ図ということで、これはあくまで検討事項(案)を御提示させていく案をお示しした中で、図表的なイメージが何らかあったほうが良いのではないかということで、こちらでつくらせていただいたものでございます。これもあわせて御参考に提示をさせていただいたということでございます。

資料4-1に戻っていただきまして、9項目を挙げてございます。まず1つ目が趣旨・目的というところでして、先ほど要保護児童等に関しまして御検討ということでいただきましたので、そののところも含めて議論いただきたいと思っておりますけれども、そういった要保護児童等を対象として通所・在宅支援のケースを中心とした、より専門的な相談支援等を行う機能を有する拠点を整備することによって、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めるというようなことを書かせていただいております。

専門委員会の報告では、一般の子ども家庭相談支援から子ども虐待事例の在宅支援までを担うということですか、規模の大きな自治体では、一般の相談と虐待対応のセクションを分けることも有効ではないかという御提言をいただいております。市区町村によっていろいろと規模なり社会資源が違うということもありますので、こういった支援拠点が担うべき支援の内容・目的というものを規定していったらどうかということ、是非御議論いただきたいと思っております。

次の実施主体ですけれども、これは市区町村になります。ここで言っている市区町村等というものは、一部事務組合などを想定しております。ポイントとしては社会福祉法人等に委託も可ですか、小規模や児童人口が少ない市町村においても、複数の自治体が共同で設置または委託するようなことも可ということを書かせていただいております。これは前回の議論ですとか、専門委員会報告の中でも御提言をいただいているような内容になってございます。

次に支援対象でございます。これは是非御検討、御議論をいただきたいと思っておりますけれども、とりあえずここではいわゆる要保護児童等ということで、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦などということで、ある程度どこまでこの支援拠点がターゲットとしていくのか。この資料4-2のイメージ図もご覧いただきながら、なおかつ、現在ポピュレーションアプローチということで子育て世代包括センターですとか、地域子育て支援拠点事業など、一般の子育て相談をやっているところとの役割整理なども含めて御検討をいただきたいと思っております。どのようにこの支援拠点をアピールしていくかということ、是非御議論いただきたいと思っております。

2ページ、「4. 支援内容」になります。これはとりあえず5項目挙げてございますけれども、下のところの括弧の中、参考で改正児童福祉法第10条の2の条文を入れておりますが、支援拠点としましては実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援ということで、この法律に基づきまして、これを具体的に5つの支援内容に整理をさせていただいたものが4番の支援内容のところに書かせていただいております。こういったこともさらにより深めていただくような御議論をいただきたいと思っております。

次に3ページ目になりますけれども、「5. 類型」でございます。1つ目としましては、児童人口ですとか、例えば出生数のなどの自治体の規模に応じて大規模型ですとか、標準型ですとか、小規模型などの類型に分けるようなことをしてはどうかと思っております。この類型に応じた形で、例えば職員配置などを定めていくことなどを御検討いただきたいと思っております。

また、2つ目の○としまして、地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫してはどうかということで、子育て世代包括支援センターを兼ねることですとか、要保護児童対策地域協議会の調整機能を担うことも可というような、いろいろな機能、それぞれの自治体の規模なり社会資源に応じた類型というものの設定が必要ではないかということで、考え方

として提示させていただいております。いわゆる全国一律の運営方法ということではなくて、地域の実情に応じた多様な形態を示していくことが必要ではないかと思っておりますので、そういった観点で御議論をいただきたいと思っております。

6つ目の項目としては、主な職員のところでございます。下の第1回のワーキングの議論のところでも、先ほど例示として挙げさせていただいたとおり、そういった支援拠点で従事する職員には的確なアセスメント、見立てなどからコミュニティー・ソーシャルワークを基本的に行うことが必要という観点ですとか、4ページ目に行っていただきましてケースワーク能力を高めていく、さらにはソーシャルワーク機能というものをどのように強化していくかということが必要。さらに3月の専門委員会報告では、ソーシャルワーカーや保健師の配置が必要。2つ目の○のところでは、従事する職員として児童福祉司及びその他必要な職員を置くべきということ。さらに専ら子ども・家庭の相談支援に当たる複数の職員を置くこと。さらに最低1名は児童福祉司資格を有する者とすべき。さらにその他の職員についても、児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべきというような御提案をいただいているところでございます。これと地域の実情に応じたというところをどのように組み合わせていくかということが、今後の議論のポイントになるのではないかと考えております。

また、支援拠点のモデルの1つとなり得ます東京都で今、実践をしている子ども家庭センターの資料を参考として挙げております。先ほどの資料4-2の6ページ、7ページのところに、6ページは子ども家庭支援センター事業の全体の概要、ここには職員体制も入れてございますけれども、その次の7ページでは具体的な職員体制がどうなっているかということも数字として挙げさせていただいております。これはあくまで1つのモデルとなり得るということで、参考のためにつけさせていただいております。今後、御議論の中で御活用いただければと思っております。

資料4-1の資料に戻っていただきまして、4ページの7つ目の項目が施設・設備でございます。先ほど論点の中でというお話もございました。ハード面のところもどういったものを機能として備えていくかというものを、具体的に御検討いただきたいと思っております。

さらに8番の関係機関との連携についても、これは今さまざまな地域で児相なり保健所なり民生・児童委員、主任児童委員、教育委員会なりと連携の確保に努めると書いてございますけれども、これを具体的にどのように進めていくのか。連携確保というものをやっていくのかというところの議論を深めていただくところではないかと考えております。

専門委員会の報告の中では、所管する児童相談所と十分な協議を行って、円滑に業務を行えるようにする。さらに児童相談所からの職員派遣ですとか相互交流、連携体制の構築に努める必要があるという御提言もいただいているところでございます。

最後、9番のその他でございますけれども、ハード面も含めてですが、新たに何らかの施設を設置・整備するというのではなくて、既存のサービス提供機関の機能というもの

を活用して実施していただくという観点も必要ではないかということです。なかなか新たな施設をつくるということになりますと、ハードルも高くなりますし、今ある社会資源の中で、こういった機能をどのようにしっかりと各市町村の方で持っていただくかという観点が重要ではないかと思っておりますので、こういった観点での御議論もお願いしたいと思っております。

この資料4-1につきましては、あくまでも全て項目を網羅しているものではもちろんございませんので、今回の議論の中から項目の整理も含めまして、このワーキンググループの中で御議論を深めていただきたいと思いますと思っております。

以上、事務局からの説明は以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

残り1時間と5分ありますので、実際に具体的にどのようなことが必要で、具体的にどのようなやり方があり得るか、議論しなければいけない何かということについてそれぞれの構成員からの御発言をいただくというふうにしたいと思っております。

確認ですけれども、資料4-1でいただいたことは、今いただいた具体的なことについて、いろいろここで論点が出たことを盛り込んで次回のたたき台の案の案をお作りになるという理解でよろしいですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 はい。本日御議論いただいたこともどんどん落とし込んでいくというイメージでございます。

○松本座長 そのような理解でよろしいですね。わかりました。

そういうことを念頭に置かれまして、むしろ次回、出されるであろう運営指針のたたき台の案の案にこういうことが必要である、ここについてこういうことも含めて欲しい、もう少し別の項目も要するという念頭に置きながら御発言いただけると、次回の議論がスムーズになるかと思っております。

それを含めまして、各構成員から資料を御提出いただいておりますので、まず資料を御提出いただいた構成員から御発言を順次いただいて、その後で御提出しなかった構成員からも御発言をいただくというふうにしたいと思っております。その後、残り時間を自由に御質疑あるいは議論というふうにしたいと思っております。

時間が大変限られておりますので、大体頭で割りますと1人5分ぐらいしか時間がございません。ですので構成員の方の資料の御説明もできるだけ簡潔にといたしますか、後の議論の時間を残すという観点からお願いできればと思っております。

では、資料の順で井上座長代理からお願いします。

○井上座長代理 私の資料は量が多いので、資料の読み方を御紹介するぐらいで終わりにしたいと思っております。

最初、1ページ目に書いておりますが、今回準備しました資料は、7月に福岡の方で行われました日本子ども虐待学会のパネルディスカッション2というところで、小規模市町村における子ども虐待予防活動について御紹介しました。

ポイントは中津市の現状を御紹介しているわけですが、保健師が報告をされて、その次に子育て支援課が報告して、最後に養護施設に併設された児童家庭支援センターにあります古屋さんという方から全体の説明をしております。

資料は、それぞれが発表しました資料をそのままパワーポイントの資料を映し出しまして、その最後にお手元の資料で33ページになりますが、そこにそれぞれの担当が読み原稿として準備しましたものを、許可を得ましてそのまま載せております。ですので、もしよろしかったら33ページ以降の読み原稿を見ながらこの図を見ていただきますと、大体どのようなことを言っているのかなというのが分かるようにしております。

実際は、これも許可を得てなのですけれども、実際の子どもとか御家族の写真等もありましたが、それは全部外させていただきました。ポイントは、とにかく顔の見える連携ということが大切ですので、それぞれの部署がやっていくわけですが、まずポピュレーションアプローチとして母子保健がやっていたものをベースに、そこから必要なケアが出てきた子どもたち、あるいは御家族に対して子育てがかかわっていく。そのときにぶつんと切れるのではなくて、それが重なっていくことがイメージとして大切です。ですから、この中にも述べているのですが、いろいろな委員会とか勉強会とか、そういったものを多く提出しまして、そこで皆がいつも顔を見合わせながら、電話をかけたときに相手の顔がぱっと浮かぶような連携が大切だということだけお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○松本座長 時間に御協力いただきありがとうございます。後でまた御発言の機会があれば、より詳しい御説明をお願いします。

続いて安部構成員からの提出資料ですけれども、安部構成員は前回も含めて本日も御欠席で大変残念なのですが、資料の内容を拝見しまして中身だけ確認をしたいと思います。

全体は難しいですけれども、1つは通しの44ページのところで支援拠点のイメージというところがあります。ここは要保護、要支援レベルのというふうにし少し絞り込んで集中的に支援を行うという形ではどうかというお考えかというかと思います。

中核市や市には設置義務という形ではどうかということも次のスライドにはありません。もう一つ、ざっと拝見したときに48ページ、49ページあたりで役割分担のマニュアルをきちんとつくって、共同でアセスメントをしていくことが大事ではないかということがスライドの中にありますけれども、これも大変大事な観点だというふうに、事例の投げ合いにならないように市と共同で行っていくという観点が大変大事かと思います。

もう一つは50ページ、児童相談所の関係で、児童相談所の市区町村の支援組織という形で、市区町村の方を中心に支援を行うとしたら、そこと関係をつくるような部署をきちんと位置づけていくということの中でスーパーバイズの役割と述べられているのが、拝見したところ、安部構成員のお考えかかと思っておりますので、大変大事な考えかかと思っておりますので確認をしておきたいと思っております。

続いて、加賀美構成員からお願いします。

○加賀美構成員 53ページにパワーポイントの資料が2枚あるだけのものです。前回、私の方で文章で出した資料に書いてあることとそう基本的な枠組みは変わらないと思っていただいて、今回の法改正の議論よりもはるか10年以上前の話でありますけれども、全養協という組織に私はおりましたので、全国児童養護施設協議会の近未来像Ⅱというものを形成したことがございます。

その議論の中で虐待問題はとめどなく拡大するであろう。それを阻止するというのでいくと、新しい社会的子育てシステムを形成する必要があるという議論をしてまいりました。その中で要保護対象だけのシステムでは到底その現実に対応し切れないであろう。となれば、これは近代化が進めてきたというか、近代化の結果、子ども家庭の養育力が極端に縮減してきてしまったという背景の中で、今後は、全ての子ども家庭を視野に入れた社会システムをどうつくるかということが議論としてありまして、そのことをあれこれ説明してきた中で、ごくごく最近少しリニューアルしたものがこれでございます。

「求められる新たな社会的養育システム～保護から養育へのパラダイム転換～」というくだりでございますけれども、そこにはまずは全ての子ども家庭を視野に入れた新しい社会的子育てシステムを構築する必要があります。ここは全ての子ども福祉・教育・医療・司法等と新たな社会的養育システムとして再構築し、狙いは在宅支援を基本とする社会的養育というような言葉でくくりました。

具体的にその方略の中に、その下にあるその次のくだりですが、虐待の世代間伝達防止というところが重要なテーマになるだろう。その中で最も大事なのが、これがポピュレーションという観点から新しい社会的養育を考えるときに、まずは0歳～6歳という脳の基盤整備をする年齢の時期の養育システムを日本は形としては社会が持っている。大体90%ぐらいの0～6の子どもは、何らかの形で保育園、幼稚園等々を使っているんだということから考えると、そのシステムをどうしたら子どものアタッチメント形成を基本とする発達保障の場のできるのかということでもあります。

保育所を例に見るならば、最低基準が決められてから30年以上時がたっていて、いまだに変わっていないということが基本的にあるとか、つまり量の問題がそこにあるわけですが、職員の問題だけではなくて、実はこのアタッチメントという観点でいくと質の問題がとても重要になってくるだろう。その職員の養成、人材育成の問題ということも含めての話になると思います。

もう一点は、いわゆる保護を必要とする子ども、社会的養護児童と言われるような虐待を受けた子どもたちの発達課題は、極めてその修正、修復が難しい。したがって、ここではスペシャルケアという言い方でくくってしまいましたけれども、しっかりした養育、育て直しをしないと次世代につながってしまう。だからこのところの方略はとても丁寧にやるべきだということでもあります。

この数をどう考えるかですが、これを言ってみれば虐待通告相談処理件数10万何がしという枠組みで考えると、相当なエネルギーの必要なボリュームになるということを含めて、

ここをどうするかという話があるわけです。その中から地域子ども家庭支援システム構想というところが出てきていて、実は最初は基礎自治体がこれをやるということではなかったのですが、一定、子ども人口圏ごとにこんなものをつくって、デリバリーサービスをしていけたらどうだろうという考え方で出したことがあります。今、基礎自治体がこれをやるという方向であれば、それをぴったりはめていけるかなど。絵に描いてあるとおり、問題は全ての子ども家庭ということですが、その中でいわゆるハイリスク群の問題。当然、要対協とそのほか市区町村にある母子保健の問題、入所児童の施設群、そういったものとの連携を図りつつ、これを実施する。当然それを横でマネジメントする機関として児童相談所設置自治体があるという構造で極めて簡単にまとめたものであります。

中身はそこに書いてございますが、アセスメント機能からいわゆるここにソーシャルワークという言葉は入っていないのですが、やっていくことはファミリーソーシャルワークそのものだと思います。子ども家庭ソーシャルワーク、それをどうやって包括支援センターが行うかということであり。名称とすれば地域子ども家庭総合支援センターという長ったらしい名前だったので、これは皆さんが支援拠点の方が良いという御意見があって支援拠点という名称に変わったのかなと思っています。

ということで、このような構想を持っていたということで御理解いただければと思います。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

1点、確認なのですが、先ほど事務局から出していただいた資料4-1とのかかわりでいきますと、下のシステム構想というところの全ての子ども家庭を視野に入れたというときに、先ほどの支援対象のところはかなり広い形でとるというイメージといたしますか、ここは。

○加賀美構成員 もちろんそうです。あくまでも子どものある家庭は、今の子ども家庭の実態からしてどこも危うさを持っているという現実があることも踏まえた上で、全ての子ども家庭という意味です。ただし、その中でまずはリサイクルしていく虐待を受けた、あるいは虐待を受けたとされる子どもたちの支援には、十全な力を持って対応していく必要があるだろうというイメージです。よろしいでしょうか。

○松本座長 わかりました。このところはいろいろな御意見があるかと思しますので、大変重要な論点になっていくと思います。

続いて加藤構成員からお願いいたします。

○加藤構成員 加藤でございます。前回、欠席をさせていただいたときに資料をつけたのですが、本日は54ページでお話をさせていただきます。

会議の中で同じ言葉を使っている、多分いろいろみんなイメージが違うだろうなということを書いております。ポピュレーションアプローチとハイリスクという図を見ましても、ハイリスクの中に児童相談所のケースが全部入ってしまっているということであれば、

ハイリスクって要支援とどう違うのかわかりにくくなりますので、言葉をもう少し明確に  
していただきたいなと思った点です。

コミュニティー・ソーシャルワークも同様です。これも社会福祉協議会が地域の中でニ  
ーズを把握しワークをすることが中心に行われています。要対協の調整機関の要素の中に  
そういった点があるのかもしれませんが、そこら辺の言葉の一致をさせていただきたいな  
と思います。

利用された言葉も、東京など大規模なところは担当者の職名が非常に細かいので、そう  
でないところの場合も使える共通語ができたなら良いなということを書いてあります。

55ページのところですけれども、健全育成のレベルで親が困ったときに自主的に相談し、  
子育て支援サービスを利用するという関係を書いています。これが今、子育て支援拠点事  
業という形でなされている。そのときに利用者支援担当者が、どういうサービスが利用で  
きるのか相談にのります。

次にスライド4ですけれども、子どもの安全が気になる。親自身のニーズもある場合、  
さらには、親自身の自覚がない場合には、関係機関も関わりながら、通告・相談にのりま  
す。これが今回、要保護児童等の支援拠点で担当します。通告相談でソーシャルワークと  
して情報収集、アセスメント、プランニング、支援に結びつけますが、必要に応じ子育て  
支援のサービス利用にもつなげていきます。子育て支援事業で提供されているショートス  
テイであるとか、一時預かりとか、ファミリーサポートなどもありますが、今後は足りない  
社会資源も将来議論されないといけないということになります。

ついで相談は1対1の援助関係を築きますが、（保健師が1対1でやっている場合もあり  
ます）が、ほかにいろいろな関係機関が関わっている場合には、個別ケース検討会議が  
開催されます。これが要対協利用となります。このときに要対協の調整機関の担当者も関  
わります。議論しないといけないのが、相談担当者と要保護児童対策地域協議会の調整機  
関が同一人で多忙になっていることから、どのようにして役割を整理し分担していくか  
という点があります。とって別に切り離すものではありません。互いに関連しあっている  
ので難しくさせています。

ついで言葉の問題で付け加えたいのは、要保護児童対策地域協議会で扱う要保護児童は、  
保護が必要だというのであれば、児童相談所が担当するわけですが、しばらくは親と一緒  
に暮らせるという状態、つまり一発殴られたようで、また殴られる可能性もあるような状  
況であるというすでに虐待が始まってしまっているが在宅で支援できている場合も、要保  
護という言葉を使っているわけです。要保護の意味もいろいろな段階を含めていることを  
共有しておかないと、要保護の言葉は伝わりにくくなります。要保護と聞いたときに生活  
保護のワーカーは保護を受けている子供を要保護児童と表現します。つまり本当に分野が  
違うと要保護とか養育支援とか全然違うという意味では、明確にしていくという作業が必  
要かなと。

それから、スライド6ですけれども、標準タイプ案を示しています。3つの輪から成り

立ちます。この3つの輪っかが合わさって広義で言うと子育て支援なのです。町とか小さな単位では3つの輪っかが1つになっている。それぞれの輪っかに母子保健コーディネーター、それから、利用者支援担当者、調整機関のコーディネーター、これそれぞれの役割が自覚されてケースマネージができるということが重要となります。

大きな地域でしたら、それぞれ分野が分かれています。健全育成層であれば利用者支援の担当者。先ほど奥山千鶴子先生から発表がありましたように、そういう携わる人たちも虐待の理解や地域の中での子育て相談やサービスの構造がどうなっているか理解しておく必要がある。そういった意味では研修が必要なのです。それぞれ連携をしていくシステムづくりも非常に大事で1つの輪っかが重なっていても3つの役割を存在させておくため複数の担当者が必要になります。

支援対象と内容のところで具体のサービス内容というよりは、私が書かせていただいたのは、まず調整機関機能と相談機能というものがどう違うのか。両方を兼ねているところは、やはり大変なのは何かということ整理したのがスライド8です。1対1の個別関係を用いるソーシャルワークと、調整的機能というのは防止のネットワークの推進なのです。ですから明らかに2つの面を持つことのしんどさがあります。

スライド9からは、具体的に今、町がどういった相談担当と調整機関という機能を持たせながらやっているのか。それぞれの工夫をしながらやっていることを示しています。先ほど渡辺構成員が言われたように人材であったり、転勤問題であったりというところでの根づきのなさというところもありますので、どういう工夫の中で相談と調整というものが機能分化させているのかということ人口別で示しました。例えば、大分市は社会福祉士（ケースワーカー）と臨床心理士、家庭相談員が配置されています。家庭相談は最初の相談を受ける担当で、ケースワーカーはそれぞれ家庭訪問をしながらそのニーズに合わせて子どもの安全、安心のために支援をする。臨床心理士は子どもをケアするという役割を担うという形で役割分担をされています。

実際に今後、機関連携の工夫というあたりでは、実務者会議の中で具体的に市と児童相談所の協議の工夫や、施設からの対処児童をどのような形で市町村支援につないでいくのかこととも関係してきます。今回この報告の中でのみ述べさせていただきました。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

最初の方で用語の確認ですね。これは逆に言うとかなり議論をしないといけない点なのだろうと。これは定義をして議論を進めているというよりは、むしろどういふところを対象にするのか。例えばコミュニティー・ソーシャルワークの実際に持つべき機能は何かということについて、むしろこれは論点の中で議論をしたい。1点目のところについては、既に皆さんからどこが支援の対象かということかなりいろいろな御意見が出るだろうと思います。

2点目のところについては、むしろ今、加藤構成員からは調整機能と相談機能をきちん

と明確に分離する。分離というよりはその両面があるということをしちんと理解した上で詰めないとまずかろうという趣旨の御提案かと思いました。

特に人口規模によって随分スタッフの配置などが違うということは、これからの議論の大きなところかと思えます。

続いて、北村構成員から御発言をお願いします。

○北村構成員 愛知県豊橋市の北村です。

資料は62ページと63ページになっています。

62ページのスライドですが、現状、豊橋市における相談窓口としての拠点ということで、各子どもの年代に応じてこういった相談窓口が設けられているところになっています。特に妊娠から出産、乳児、保育園、幼稚園のころについては、妊娠・出産・子育て総合相談窓口ということで、いわゆる利用者支援事業の母子保健型といった形の中の相談窓口を設けておまして、各相談窓口からリスクの高い家庭等に関しては、要対協の調整機関にある子ども家庭課に集約をされてくるという形になっております。ですので一般的な当事者からの相談を受ける窓口というのは、こういった相談窓口が各年代に応じて用意されておまして、その中から関係機関からの相談を受けるところが調整機関の子ども家庭課となっているような流れになっています。

また、この調整機関は虐待通報も受ける窓口にもなっておりますし、当然、御家族からの直接の相談もあるということで、先ほどお話があった調整機能の部分と相談機能を両方担っているというところで、その大変さというのはこの調整機関の中にあるかなと思っています。

豊橋市の特徴としては、要保護児童対策地域協議会から10代後半における子ども・若者支援地域協議会との連携、つながりも強めているところがありまして、今後、在宅での通所の指導などが児童相談所から市区町村に委託をされてくる中で、当然、乳幼児期だけではなくて10代後半、そういったところの非行児童であるとか、そういったところも法律上は要保護児童と位置づけられておりますので、そういったところの在宅での支援をどのようにやっていくのかというのは、市町村としてはなかなか非行児童に対処するところというのが未知の領域なところも非常にありまして、そこに対する対応等についても不安に思う自治体もあるのではないかと思いますので、そういったところも何かある程度示していけるところがあれば良いのかなと思います。

63ページですが、実際の相談窓口における課題としまして、よく言われる縦割りですとかたらい回しという言葉があるのですが、相談に来られたとしても経済困窮があったとしても、子どもの不登校の問題についても相談したらどうかということ。そこからひとり親であればそちらの相談窓口。少し気分が落ち込んでいるようであれば保健所の相談を受けたらどうか。子どもの障害について相談をしたらどうか。そういったところが各相談窓口に当てはまらないわけではないのですけれども、その家庭の課題に対して全て対応できる相談窓口ではないということになると、相談窓口としても何か助言しなければ相談者に対

して相談が終わらないというところになると、実は子どもの不登校に関しては教育相談の方にも相談したらどうでしょうかということ、次の相談窓口へ回されてしまう。そういったところ。また、何かあったら来てくださいね。何かあったらというのが何になるのかというのわからずに、相談は待つだけけれども、経過は追わない。こういったところが非常に困難を抱える家庭の場合には課題が複合的で重層的。結局こういった家庭がどこにもしっかりとキャッチされずに今、落ち込んでしまうところがあるのかなと思います。

そういったところを要対協の調整機関という中で、いろいろな相談窓口からの情報を要対協ですので個人情報も含めて情報を集約しながら、いろいろな機関での多面的な状況の変化を共有して、各相談窓口も全てを担うわけではなくて、1人で抱え込まずに役割分担をしながら御家族への支援がトータルでなされていくというところ。そういったところに市民満足度の向上といったところが、市町村の拠点としても市民の方に満足していただけるような相談の対応というところも必要ではないかと感じています。

先ほどから要保護児童ですとか要支援児童の定義、そういったところにおいても本当に調整機関の中で、第1回のときにもお伝えしたのですが、るつぼと化してしまっていて、いろいろな相談の中で何がリスクの高いケースなのかどうかすらわからずに、台帳管理される、台帳にただ名前が載っているというだけで要保護児童だとか、そういった形になってしまったり、その拠点にさえ伝えておけば何かやってくれるだろうという形の中で、お守りのような期待をかけて、そういった拠点に相談をしておく、それを見守りとは言うけれども、単なる台帳に名前が載っているだけ、そういったような状態にもなりかねないので、そういったところを調整機関としてしっかりとした体制の中でどこまで把握をしていけるのかというところが非常に大事になるかなと。

先ほど言われていた、そういった拠点が単なるリソースが1つ増えるだけということであれば、縦割りの機関が1つ増えるだけになってしまうので、いかにソフト事業としてしっかりネットワークを組んでやっていけるかというところが大事になるかなと思います。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。具体的な相談のイメージということについて御発言をいただいたのだと理解しています。特に相談につながりにくい方を念頭に置いて、どういうふうにしっかり支援につながるかということを考えますと、大変大事な御指摘だと考えています。

続いて佐伯構成員からお願いします。

○佐伯構成員 三鷹市の佐伯裕子です。

提出資料では66ページ、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク図と、本日冊子をお持ちいたしました。三鷹市子ども虐待防止対応マニュアル。これは関係部署に全て配付されており、これを活用しながら支援に向かっているところです。

実は三鷹市では、昭和の時代から子ども家庭支援ネットワークが立ち上がっておりまして、相談体制というものができていたのです。この中で活発に活動があったので要対協に

なったのは実は意外と遅いのです。何故そんなに必要性がなかったのかなということをお願いしますと、先ほど事務局から提示のあったところで、まさにここなんだなと思いながら、資料4-1の一番最後のところです。新たに施設を整備するのではなくというところで、既存のサービス機関、いわゆる基礎自治体の中には数知れずの事業が展開しています。私も庁内に入って驚くばかりの事業の展開の仕方を見ましたが、いわゆる縦割行政というわけではないのですが、市民の方が相談の一本の電話をしてきたときに、どこにつながるかという、どんなに子家センが有名になっても、子家センに直接という電話番号には来なくて、役所にかかってくるわけです。その交換がどのようにそれをとっていか、そして、どこにつながるか、そこがまさに包括支援のスタートなのではないかと思っています。そのように今ある既存の機関をどのようにコーディネートしながら、どの事業とどの事業を組み合わせる支援に結びつけていったら良いのかということが出来る機関が調整機関として必要ではないかと思うと、おのずとどの位置づけ、要するに庁内のそれを調整できるどの位置づけであるべきかということが考えられるのではないかと思います。

三鷹の中では、もともと保育園の所管課がこれを対応してきましたが、平成7年に東京都の答申を受けまして平成9年に子ども家庭支援センターが立ち上がり、この中央のこののびのびひろばというところがこれを担っています。オレンジ色のところが常に把握をしながら調整機関の子ども家庭支援センターと連携しながらやっています。この全体の図の中でいきますと、今、32機関がこの中に入っており、民間の方たちの力も物すごく大きいサポート力を持って連携の中に入っています。ただ、全部が全てを把握していくということではなく、どこまで情報を整理して、どこでどのような支援をしていくかということが、その調整機関に求められているものかなと思っていますので、そういう意味では今後どこの自治体でも今ある事業を最大限生かしながら、それを調整して包括的に支援に結びつけていくというシステムを構築する必要があるのかなということを考えています。

それで特別なものと言えば、やはりコーディネーターの力なのかなと思うのです。そのコーディネーターが庁内のさまざまな部署の事業を把握できるかという、その辺にかかってくるのだと思うのです。例えば具体的に先ほど言った電話交換手のところにかかってくる電話を一本どういうふうにとっていくかというところでは、まさにその電話交換の方たちと一緒にチームを組んで、こういうときにはここに回してほしいということを常に連携していかななくてはならないわけです。そこから来たものでは、一般の相談がほとんどそこからつながってくることも多いのです。通告ではまた別なんですけれども。そういうことを考えますと、おのずとどの位置づけといいますか、庁内のどこの部署がそういうことに適しているのかということが考えられるのではないかと思います。

また、専門性の高いサポートというところでは、直営で持つということはかなり難しさもありますので、民の力を最大限活用しながら、そこで連携をしていくことが必要になっていくと思います。三鷹はそのやり方で今までやってきましたので、本当に地域の中と

横並びの支援を崩さずに連携して今、支援に向かっているところです。

以上です。

○松本座長 どうもありがとうございます。

では、引き続いて新澤構成員、よろしくをお願いします。

○新澤構成員 67ページから私の提出資料があります。

私の立場は前回もお話しましたが、東京都の子ども家庭支援センターを指定管理もしくは委託で受けている法人の立場としてというところなので、そこに特化した形でお示したいと思っています。

東京都ではここに提示したような数の子ども家庭支援センターがあるわけですが、指定管理が5か所、委託が1か所というような中で、これは先駆型というセンターになります。東京都は先駆型とか従来型とか小規模型とか幾つかの区分けがあるのですが、先駆型というのが要保護児童等に対応しているセンターになるのですが、その中で指定管理もしくは委託で実施しているところが6か所あるということです。そのうち3か所を私どもの法人で運営させていただいています。

今回この拠点の仕組みを考えるというときに、単純に例えば拠点の仕組みを作りました。そこを部分的に委託しますという形は、なかなかそれだけでは難しいのではないかと思います。今回の私の意見であります。といいますのは3か所の指定管理を受けているのですが、それぞれ人口規模等も違うのですが、仕組みそのものが違うのです。実際にケースワーク等を担当する実務者というのが行政の中にも担当の部署があって、両輪で進めていくという形になっているのです。それは3か所のうち2か所がそのような形なのです。

1か所は行政の中にはケースワーク等を担当する担当者はいなくて、現場だけで運営しているのですが、やはりさまざまな課題というものが生まれてきまして、先ほど佐伯構成員が例えば市内のコーディネートという言葉がありましたけれども、やはり委託されたというか、民間の団体として市内のコーディネートをするのは極めて難しい話なので、そういったような話題というのが特段、相談をただ受けるということだけではなくて調整機関としての働きという意味では、なかなか一民間の団体としての難しさというものがあると思います。そういうわけでは、やはり2か所の自治体では行政の中にもその担当する部署がきちんとあって、ケースワークそのものも受け付ける担当者がいるというような状況があります。

その理由の1つに、多分先ほど母子保健との関係性というものがあつたと思うのですが、今、都内で直営で運営しているところも保健相談所等の保健師が子ども家庭支援センターのケースワーカーというか、相談員として担当するというケースがとても多いのではないかと思います。そういったかわりの中で母子保健、いわゆる特定妊婦なども含めていろいろな問題が今ありますが、交流がすごくふえてきて、かわりやすくなってきているというのがあると思います。一民間の団体では例えばそうした保健師配置ができるわけではないので、行政の担当の例えば今運営している1つの区では、実務担当者の係長は保

健師が配置されるとか、そのようなやり方をして一緒に共同で運営をしているというようなことがあります。

もう一点は、ここでの議論にそぐわないのかもしれないのですが、指定管理の特性というものがあまして、指定管理というのは丸ごと仕事を委託するという形になるので、例えば情報公開請求などが来たときに、指定管理者が保有する情報そのものは指定管理者として公開する形になるので、そうすると行政の関与というのが制度上というか、やはりそうしたことは行政としてはまずいかなというのがあるが、今、指定管理を受けているところでは制度上はそうなのだけれども、行政としてきちんと関与しますというような形がかかわってくださっています。例えばこういう拠点をするときの委託等も積極的に活用すべきとなってきたときに、私どもでガイドラインみたいなものを出していただけたらというのは、行政側はここまではちゃんとやろうよとか、そうした内容を明示していただくことによって、恐らく行政の担当部署も明示されてくれば、庁内でもこういう人をここに置きましょうとか、どうしても予算を立てるときに拠点の予算としてとると、そこに何人配置となっていたらそれで良いではないかということになりやすいので、その辺の責任の分担なども明示していけると良いのかなと思います。

あと、私は一民間人なのでよくはわからないのですが、公務員として働くということでの、守られ感と言ったら変ですけれども、例えばこういう虐待の対応をしている場合には危険な目に遭うとか、訴訟などに至ったケースはないですが、そういう不安というものがいつもつきまといます。実はそういったものに対応できる保険などが民間人としては入れるものがあまり用意されていないので、実はそういった保障みたいなものは、法人の努力で自前で何とかするというようなことになっていく状況なので、その辺も含めて何か方針というか、職員のケアというか、守るという意味も含めて考えていけると良いかなと思ってこの資料を出させていただきました。

○松本座長 ありがとうございます。

特に最後、自治体との関係について大変重要な御指摘をいただいたとっております。特にこれは市区町村における業務のあり方を考えるということで、責任はどこにあるかということと、それを委託するにしても丸投げになるのではなくて、どういう関係をきちんとつくっていくかということが一番大きな論点の1つだと個人的には考えておりますので、大変大事な御指摘だと考えております。

それでは、三鷹、東京と割と都市部で地域資源の多いところからの御発言が続きましたけれども、次は中標津の高松構成員からお願いいたします。

○高松構成員 都市部の方たちの発言が多い中で、本当に中標津町は人口2万4,000人という本当に小さな町なのですけれども、ただ、虐待がないかと言えば虐待は発生していますし、支援をしなくてはならない家庭は本当に後を絶たないような状況です。

本日資料は本当に具体的な数字で出させていただきました。数にしては少ないですけれども、人口規模から考えていただければ良いのかなと思っています。中標津町の子育て支

援虐待防止ネットワークというのは、平成14年に立ち上げたのですが、平成18年に要保護対策地域協議会というところできちんと要綱づけされているのですが、ただ、名称が先ほどありましたけれども、なかなかわかりづらいということで、実は子育て支援虐待防止ネットワークというそのままの名称を使っています。

体制図なのでありますが、病院、警察、保健所、保健センター、役場の機関を始め学校、障害の関心のデイサービスですとか、広域障害者総合支援所だとか、ありとあらゆるところをネットワークして、子育て支援室で事務局を務めている状況です。

全体の会議というのは年に1回、関係機関が全員集まりますので40人ぐらい集まります。その中で報告ですとか学習会、ケースの事例検討ということでやっています。あと、ケース会議というのはかなり回数はやっております、事例に応じて関係構成員を招集。時には構成員以外の関係者を招集して開催させていただいています。

先ほど業務的なものということになりますと、子育て支援室で持っている業務というものが下の四角のところでも囲ってありますけれども、子どもに関する手当て関係を含めていろいろな事業を全てやっています。保育の認定ですとかファミリーサポート、病児保育、一時預かり、そういう事務もやっておりますので、ありとあらゆる情報というものが比較的集まりやすくなっております。また、職員がいろいろなケース会議にも参加させていただいております。こんにちは赤ちゃん訪問事業では4カ月の御家庭を対象に回っておりますけれども、そちらも子育て支援室所管の児童館の方で持っていますので、極めて密接な関係で情報が提供されるという形になります。

あと、特別保育ケースということで、障害児のケースですとか、養育支援カンファレンスということでは、妊婦のときから問題を抱えている子どもに関しましては、病院の方に出向かせていただいて、会議に参加させていただいています。

そのような中で動向ということでこちらに書かせていただきました。平成15年度から平成27年度の件数ですが、虐待だとか育児支援ですとか生活支援だとかいろいろ分かれています、主たるものであって、全部区切りがつけられないぐらい重なっている事例がいっぱいあります。主としてということで書かせていただきました。警察の介入しているケースもかなりありますし、児童相談所はかなりの回数を介入させていただいています。施設措置となっていますけれども、これは一時保護も含めていますので、施設保護ばかりではありません。一時保護をして解除になった例もあります。

○松本座長 高松さん、人口を教えてください。

○高松構成員 人口が2万4,000人です。

施設措置で括弧してあるのはDVです。最近すごくDVもふえていますので、DVも心理的虐待に位置づけられていますので、シェルターに逃がすわけですが、シェルターも中標津にはないのです。2万4,000人の町でシェルターをつくってしまっても、全然シェルターの役目を果たしていかないというところもありますので、隣町まで移送するのに2時間かかるのです。警察の方では事件ではないので24時間しかお預かりできないということなので、

うちの方で移送したりするのが夜中になったりするものですから、実は平成19年に配偶者暴力被害者緊急避難支援等実施要綱ということで要綱を作りまして、中標津のホテルに1泊させて、次の日、公共交通機関を使って逃がすような形をきちんと整えています。小さい町でなかなか資源のないところにつきましては、自賄いで本当にやっていくしかないというのが現状です。

地域の子どもたちなので、地域の中できちんと調査して、どのような支援をしていくかというのを考えていくことはものすごく大事だと思います。児童相談所とは遠いところにはあるのですけれども、割と近いお付き合いをさせていただいているのですが、市町村によっては丸投げしてくるような市町村も多いことも耳にします。地域の実情は地域でしか把握できないわけですから、そういうところではしっかり市町村の役割を果たしていかななくてはならないなと思っています。

うちの町はその都度ケース会議を開いていますので、ケース会議の中で情報を精査しまして、要支援なのか、要保護なのか。保護を前提とする場合には、児童相談所の方に介入していただくというような対応をとっています。

その場合、地域性が狭過ぎるのです。顔が本当に身近にある地域関係にありますので、児童相談所には職員を守る体制、町を守っていただく体制も実はとってもらっています。町が児童相談所の持つ専門性を利用させていただいているような関係性にあります。市町村の職員が行ってもなかなか振り向いてくれなかったり、ドアをあけてくれなかったりしているところでも、児童相談所であれば相談所という専門性だけで介入できるケースというものがすごくあります。市町村で解決できるケースというのは市町村である程度解決はできているのだと思います。児童相談所の名称も含めて、児童相談所の果たす役割というのはすごく大きいのかなと思っています。

先日、児童相談所が主催した会議で、平成29年度からこのように市町村に虐待支援がおりてきますよという会議がありました。実はその中でざわついていた町村と、他人事のようだった町村が2つに分かれていたのが印象的です。市町村によっては本当に虐待がゼロという報告をされている町村も全国には実際にあります。そのゼロというのは恐らくあり得ないと私は思っています。

一番今、心配しているのは、このような形でゼロで他人事のように感じている市町村にそういうふうにならざるを得ないことになってしまふことで逆に見逃すケースが多くなるかというのは、物すごく私自身、不安に思っています。異動によって本当に職員の意識レベルというものが定着しない上に、これは本当に小さい町のことで、ただ、知っていただかなくてはならないと思っていますので言わせていただきますけれども、専門性を持つ職員の確保というのはすごく難しくなっています。保健師につきましても、心理司につきましても、町の方で採用募集をかけましても、都市部には集まる傾向があるのですが、市町村には集まらないです。なかなか担い手がないような中で、市町村にとりましては児相頼みというのが物すごく大きくなってくると思っています。そのような状況の中でケース会議に機能を持

たせるためには、市町村の強化を図っていくというのが重要なことだと思うのですけれども、児童相談所の連携も含めて児童相談所の職員体制の確保ですとか、指導力の強化が重要な問題になってくるのではないかとそのように感じております。

先日、一時保護したケースなのですけれども、釧路市の2時間ある児童相談所に移送措置のお手伝いをした職員が「あ、僕を連れていったお姉ちゃんだ」と子どもに言われて、危険を感じている職員が実際にいます。中標津町はある程度、構築できていると思うのですけれども、その顔があまりにも近過ぎる距離感にあるというところでは、狭い市町村というのは広域で対応していくことを検討していかなくてはならないかなと感じています。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

最後のところはどういう単位で考えるかということと、具体的な介入のあり方のときに誰が、どのようにその後も含めてしていくのかという点で大変重要な論点だと思います。

それでは、資料のある構成員の最後になりますが、吉澤構成員からお願いします。

○吉澤構成員 今、高松構成員、それから、先ほど佐伯構成員と市町村でどのようにネットワークを組んでいるかということの御説明がありました。渋谷も同じように成熟してきていると思います。そういう中で具体的に本日私の方からは、特別区であり、東京都の子ども家庭支援センターが具体的にどのようなことをしているのかということをお報告したいと思います。

取り扱い注意という形で別途、机上配付させていただいている資料をご覧ください。渋谷区は人口22万1,000人で少しずつこのところふえてきております。18歳未満の人口は2万4,000人、出生数が2,000を切るぐらいの数です。そういう中で子ども家庭支援センターの職員体制は今、課になっておりまして、子ども家庭部という保育園等を持っている部の中の1つの課になっています。ですので子ども家庭支援センターの長は課長職、管理職がついております。これは非常に大きなことで、しっかりとヒトとモノと予算を自分たち自分で持てるか持てないかということは、大変大きなことだと思っています。東京都もここ数年、是非係ではなく課にというような方向性を示しているところでございます。

そういう中で職員がしっかりと縁の下の力持ちのベテランの事務の係長と、相談にしっかりと専念できるという形で、当時、私もコーディネーター兼主査として相談をまとめる役割をとっていました。そのもとに正規の職員が4名で非常勤が2名という形で、計10名の職員で子ども家庭支援センターを運営していました。今も相談の方の係長は保健師が担っています。多いときは3人ぐらい保健師が子ども家庭支援センターにいた時代もあり、今は2名の保健師が常勤でいます。

要保護児童対策協議会の調整機関でももちろんありまして、そこに書いてあるような内容を行っております。ケース会議はおおむね年に100回程度行っています。どのようなケースを実際に持っているのか少し御理解できるかなと思って、過去のものなのですけれども、ケース会議、これは助言者を渋谷区では年間100万円近い予算をとっているかと思うのです

が、豊富に助言者の講師の予算をとっています。その中で我々は専門性というものを特に担保しているのと、そこから子ども家庭支援センター自体が成熟していく、それから、一緒にかかわってくれているネットワーク会議、実務者会議、毎月やっている会議の中で助言者を呼んできていますので、そこに参加しているあらゆる子どもに関連するネットワークの関係機関が、またここで非常にスキルをアップしていくというようなことができていると思っています。

なかなか質的なところなので評価することが難しいのですが、私は10年以上このネットワーク会議に携わっているのですが、年々地域が育っていくというのを実感しています。ここには専門家の助言者を必ず入れていき、定点でも、長期的にもケースを評価できるという体制を持たせていくことで、専門性を担保できているのではないかと思います。ご覧になっていただくと、皆さんどうでしょうか。非常にびっくりされるようなケースの対応をしているとお感じになられますでしょうか。多分、実務について子ども家庭支援センターの相談員は、いつも見るテーマのケースだと思います。決して児相が関わるケースと何らどちらが重いとか軽いということはないのではないかと思います。たまたま1割の子どもが、たまたま幾つかの要素で施設に入る。でも、たまたま施設に入らない地域に残る子とどちらが重いかというのは、単純には比べられないと現場では感じております。

それから、虐待の調査は右側の2ページ目の方に非常に相談数がふえているのを見ていただくと想像していただけるのかなと思いますけれども、児童虐待の相談は私が勤務した18年ぐらいのときは年間50件程度、週に1回程度の割合で虐待通報が入っていたわけですが、平成27年度は462件という形になります。ただ、東京ルール、児相と並んで通報があったら48時間以内に2人態勢で現認をするというのは、ここを守ってきています。そういう中で支援が開始されていくケースもたくさんあります。全く情報がないまま最終的には突撃訪問をして子どもを確認することもあるのですけれども、そういうときに本当に困っていることがあるのではないかと。お母さん、何か困っていることはないですかという姿勢でチャイムを鳴らして門前払いされたということは記憶にないぐらい、そんな訪問でも本当に困っている方は門戸を開いてくれるという実感があります。

それ以外に、情報収集と情報の整理と情報発信していくという要対協の本当に重要な機能だと思いますが、これについては先ほど佐伯構成員がお話くださったように、本当に役所の中にはすごい膨大な情報が山の宝のようにあるのです。それをどうやって、誰とどういうふうにネットを組んでいくことで適切に情報をとれるかということが、非常にコーディネーターとして重要な、また、子ども家庭支援センターの相談員として大変重要なある種の専門性だと感じております。この質の高い量のある情報は、とろうと思えば本当に市町村ははるかに都道府県よりとれると思います。先ほど構成員が、そこが非常に実は大変難しいところだとおっしゃっていましたが、私どもからすると、これは市町村が自分でやるべき一番大事な機能ではないかと感じております。

ネットワークづくりは22万で比較的、お隣の北海道の中標津町さんと比べると大きい区

に思われるかもしれませんが、きのうあそこで誰々を見たよとか、22万の渋谷でも6次の隔たりどころではなくて、2次、3次ぐらいで大体つながっていく、そういう実感を市町村は持っています。ですのでこれはケースの情報もそうなのですけれども、この学校に関わるには誰をキーパーソンにしたら良いのか。校長先生なのか、それとも実は用務の人なのか、養護教諭なのか、一番長くいるスクールカウンセラーの場合もあるのです。保育園は園長よりもこの主任の方が良いとか、関係機関の顔を見ながらマネジメントしていくことが本当に重要だと思っています。

最後に、通報は多くなってきているのですが、本当に濃く予防的なのというか、虐待に行かないように、もしくは再発を予防するというような意味で継続的に深くかかわっていくケースというものが同じようにふえてきているのかというと、それはそうでもないように感じております。ずっとネットワーク会議の中で要保護児童としてあげているケースはおおむね毎月100件前後なのです。それが2倍、3倍になってきているという傾向はありません。

では、どういう継続的に深くかかわっていくケースの特徴を幾つか6番にまとめてみました。これは古いのですが、そんなに変わっていないと思います。

1つにはひとり親家庭。これはかかわったケースの58%がひとり親家庭でした。相談の種別としては被虐待、養護の相談合わせて養護相談が92%を示しています。子ども家庭支援センターは連携、情報収集という役割をほぼ全数にかかわっています。それから、子どもの状況では主たる相談ではないのですが、何らかの軽いものも含めて虐待の状況に置かれているという子どもが7割、それから、子ども自身が何らかの症状を呈しているというのが4割、保護者自身に問題があるところから見られる家庭が全体の96%で、そのうち精神障害のリスクも含めて問題がある保護者とアセスメントしたのが43%ということで、ここで保健所ですとか保健センターとの連携というところが大変ふえてくる部分だと思います。母子保健はもちろんのことなのですが、ということで私からは具体的なところを御報告ということでお話ししました。

○松本座長 ありがとうございます。

あの時計であと3分ぐらいしかありません。ほかの構成員にも順に御発言をいただいている時間がございません。数分は延長ということにしても、先ほど10分でしたか、それ以内にはおさめたいと思っています。

今、御発言いただかなかった構成員も含めて意見交換をしたいと思います。ただ、意見交換も先ほど申し上げました資料4-1で、幾つか論点なり次回に御提示いただくたたき台の作成に向けてこういうことをとか、こういう方向でという観点でお願いします。

○奥山眞紀子構成員 今の話をずっと聞いておまして、現場の方のお話を聞いて、確かにそうだと思ったのですが、この支援の対象というところに要支援児童と保護者という形で個人だけを対象にしておくのはまずいだろうと思います。専門委員会で私たちが考えたのも保護者ではなく、本来は子ども家庭という考え方をしていました。法律になるときに

家庭ではだめで保護者になってしまったのだと思いますが、システムを動かしていくのがソーシャルワークです。ですから1人の人に何か問題があるというのではなくて、必ずシステムの問題になってきているわけですから、そのシステムをいかに動かしていくかというのがソーシャルワークだと考えれば、支援対象というのはそういう全体なんだということを頭に入れて、少なくとも子ども家庭であって、子どもと保護者個人個人ではなく関係性を含めたシステムとして考えなければいけないんだということを念頭に置いたほうが私は良いのではないかと思います。

もう一つ、前回申し上げて資料として少し出していただいたほうが全体像として見えやすいかなと思ったのが、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」というものがありますね。その障害と高齢者と児童というものをどう考えるか。先ほど豊橋市から子若会議との連携みたいなものも出てきてはいましたけれども、周りとの連携というものもありますので、そのこのところもこの中にお示しいただけるようにしたほうが良いのではないかと思います。

○松本座長 わかりました。大事な御指摘だと思います。

お願いします。

○鈴木構成員 今回の点にも関係しているのですが、資料4-1のところでは話しておきたいのが、1の趣旨・目的のところでは拠点整備となっているのですが、これは動ける拠点でないと意味がないので、何という言葉を使うかというのはあるのですが、ケースワークができるのか、相談を受けた後に何か動かしていける形の追加が必要かなと思います。

2の実施主体のところでは、社会福祉法人に委託可というのはどの部分なのか、全部なのか、先駆型なのか、その辺についての議論が定まっていなくて、その点については書き込む必要があるかなと思います。3の支援対象のところはずっと議論がありましたけれども、要保護か要支援かという悩みは私は現場で、聞いたことがあるのですが、そこで悩む話ではなくて、その定義というよりは、ではどういうふうに関わるのか、1週間なのか、1カ月なのか。緊急なのか。というところをかかわりの度合いで議論をして、定義云々という話ではないのではというところが意見です。

4の支援内容なのですが、ここは3点ぐらいあるのですが、これも連携のところでは1つ目の○であれば、例えば「必要な状況の把握を行う」とか、2つ目の○も「情報提供を行う」とあるのですが、それだけではなくて介入していったりシステムを動かしていくためには情報をもらわなければいけない部分があります。四角枠のところの参考児童福祉法の改正も調査などが入っているので、マニュアルを動かすためには少し強目の言い方をさせていただきたい。

例えば1つ目の○の最後であれば「必要な情報の把握を行う」というところに、「関係機関への調査を行う」などという形で情報をもらってくる、介入していくということ、2つ目の○であれば「必要な情報の提供を行う」「とともに必要な情報を受ける」とか、「聴取する」ということが必要なのかなというのと、3つ目の○ですと「協力を得て」と2行

目にあるのですが、「協力を求め」とか、そのような形の強目なものでないと、現場がソーシャルワークをやるときに一杯いろいろな壁にぶつかって情報をとれない。「何を根拠に入ってきているんだ」という壁がずっとありましたので、そのところをお願いしたい。

それとの関係で最後の○のところなのですけれども、「措置解除後の児童が安定した生活を継続していくためのアフターケアを行う。」というところ、その市区町村だけが行うのではなくて、解除前の児相の診断とか見立てをちゃんと受けないと、その市区町村は入っていけないので、言葉の問題としても、姿勢の問題もあるので、その辺の強目のものがいただきたいなということです。時間ない中あまりしゃべってはいけないのかもしれないですけれども、最後、3ページの「5. 類型」のところで、私のイメージは要対協の拡大というイメージがあるのですが、もしこういう形で要対協と保健所のシステムと分けるのが原則となれば、橋渡しのところの書き込みが今後必要になってくるのかなと思います。「6. 主な職員」のところは現場で子家センの職員で保育士なんかもかかわっていて、専門職として動いているので、その言及などもいただけないか。

最後です。3つめの○にあった「安全確認対応職員」と「事務処理対応職員」のところなのです。敷居を低くするという話がありましたけれども、敷居を低くして結局何もやってくれなかったんだとなってしまうとすごく難しいというか、そういう話も聞くので、誰でも来て良いですよという反面、こちらとしてはファーストアクセスというか、フォローの重要性というところでは、力があるケースワーカーを配置して、その部分は柔軟に対応しなければいけないんだよというところは必要なのかなと思います。以上、資料4-1についてコメントをさせていただきました。

○松本座長 いろいろな議論があると思うのですけれども、整理をさせていただいて、議論そのものは次回にというふうにしたいと思います。そういう観点で、次回議論をしたいという観点で御発言をいただければと思います。

○後藤構成員 簡単に。同じく資料4-1で、4の支援内容のところなのですけれども、新たな制度で児童相談所からの指導委託を受けるとか、送致を受けるということでの機能強化ということがあると思うのですけれども、従来どおり市町村は通告の窓口、受理機関として受理、それから、調査等の機能が残っていると思いますので、そこへの強化もあわせて、特に情報のキャッチですね。対象の議論と重なると思うのですけれども、どういうリスク、兆候があれば要支援児童として把握して上げていくのか。ここは重要なポイントだと思いますので、よろしくお願いします。

○松本座長 ほかいかがですか。資料4-1にかかわって次回、特に議論をすべき点という形でいただけると、次回のたたき台が生産的なものになると思います。あるいは方向について、例えばこういう方向で議論すべきだと。お願いします。

○渡辺構成員 先ほども出たのですが、専門職の確保の困難さというものが市区町村には大変大きな課題としてございます。実際のところ今、我々保健師も産休、育休の代替は雇えておりません。かわりに事務職に仕事をしてもらうような状況が市区町村の現状でござ

います。

そういった意味で、本日机上資料を追加でお配りさせていただいたのですけれども、保健師の仕事の仕方が一体どうなっているかというのは、恐らく皆さんあまり御存じないかなと思われましたのでその参考に配付させて頂いたものです。これは厚生労働省の保健指導室で調査をかけているものですので、見ていただくとおわかりいただけると思うのですけれども、都道府県の権限が市区町村におりて以降、母子保健もそうですし、さまざまな法律が特に子どもに関しておりて以降は、現場に出る時間よりもいろいろなところの調整機能が、市区町村の保健師の仕事としてはウエートが多くなってきております。なので直接支援が半分以下になっているということも現状では起こっています。

そういった中で総務省管轄になるかと思うのですけれども、地方交付税交付金の中に恐らく保健師等の専門職の交付税の割合というのがあると思うのですが、そういったものが全く保健師に関しては公表されておられません。部分的にあるものは特定健診・特定保健指導ですとか、最近できた法律に関しては示されたものがあるのですけれども、母子保健や児童福祉に関する部分での交付税がどの程度なのかということを是非お示しいただかないと、人材確保の面から言うと人事当局との交渉の際に武器がないということで交渉ができていないというのが、市区町村で保健師の数が常勤としてとれていないということの裏側にあるということは、ここでお伝えしておきたいなと思います。これは専門性ですとか、そういった機能に影響するところだと思いますので、よろしく願いいたします。

○松本座長 では、両奥山構成員から。

○奥山千鶴子構成員 それでは、先に。申し訳ないです。

ポピュレーションアプローチから非常に課題を抱えている御家庭までというのは幅広いと思うのですけれども、例えば東京の子ども家庭支援センターにおいても、いわゆる地域子育て支援機能、常設の誰でも利用できるひろばがあって、そして相談機能というか、そちらも持っているのと、単独で常設の誰でも利用できるひろば機能がないのとあると思うのです。それが入り口としてそういった広場とかそういうものがあることで、全ての子育て家庭を網羅的に見るというやり方と、専門機関という形でいろいろなところから相談でつながったところ、もしくは電話でつながったところをメインでやる機能と幾つかあるのだと思うので、そのあたりをもう少し整理していただきたい。自治体に応じてその機能というのはつければ良いのだと思うのですけれども、自治体においては厳しい御家庭だけしか今、視野に入れていなくて、全体の子育て家庭との連携が上手くできていないところもあると思うのです。今、本当に要支援とか、気になる御家庭がふえている中で、私たち地域子育て支援側から見ても、もう少し幅広い形で対応していかななくてはいけないと思っていますので、是非新しいそういった仕組みを視野に入れた形で次回、検討いただければと思っています。

○奥山眞紀子構成員 このガイドラインは運営のガイドラインなので、きっと「ちゃんとアセスメントしてください」程度で終わるのだと思うのですけれども、実際に必要なのは

どうやってアセスメントするのかだと思えます。例えば先ほどの通告が来たときにどうやって通告した方とお話をして聞き取りするのかというあたりのことが本来は重要になってくるので、そういう教科書はまた別につくっていったほうが良いのかなと思いました。

○松本座長 ほかいかがでしょうか。そろそろ時間もリミットに来ておりますので、一旦ここで議論は打ち切りたいと思えます。ただ、次回はお示しいただくであろうたたき台の案の案について、意見交換を中心にした会にできればと考えております。前回と今回はそれぞれの立場からの御発言が中心でしたので、それで本日の議論を受けて御意見がある、あるいは追加の資料がそれぞれの先生方から提出があるかと思えますけれども、それはなるべく早い段階で事務局にお出しただいて、全体で共有した上でこの場に臨みたいと思えます。

また、そのときもできれば資料4-1に示す各論点に関係した形で、こういう形でやったらどうかというふうに御提案いただくと、大変ありがたいと考えております。

それでは、これで本日のワーキンググループは終了いたしたいと思えます。事務局に返しします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 本日はありがとうございました。今、座長から御発言がありましたとおり、事務局の方に追加の御意見なり、資料4-1でこういった観点を入れたほうが良いのではないかということにつきまして、是非言っていただければと思っております。また期限等についてはお知らせさせていただきたいと思っております。

また、次回の日程ですけれども、来月10月21日の金曜日の15時から17時までを予定しております。場所はここになりますので、御承知おきいただければと思えます。また構成員の皆様には改めて御連絡を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○松本座長 それでは、本日の会議は終了します。